

電子公告調査申請代行サービス

電子公告とは

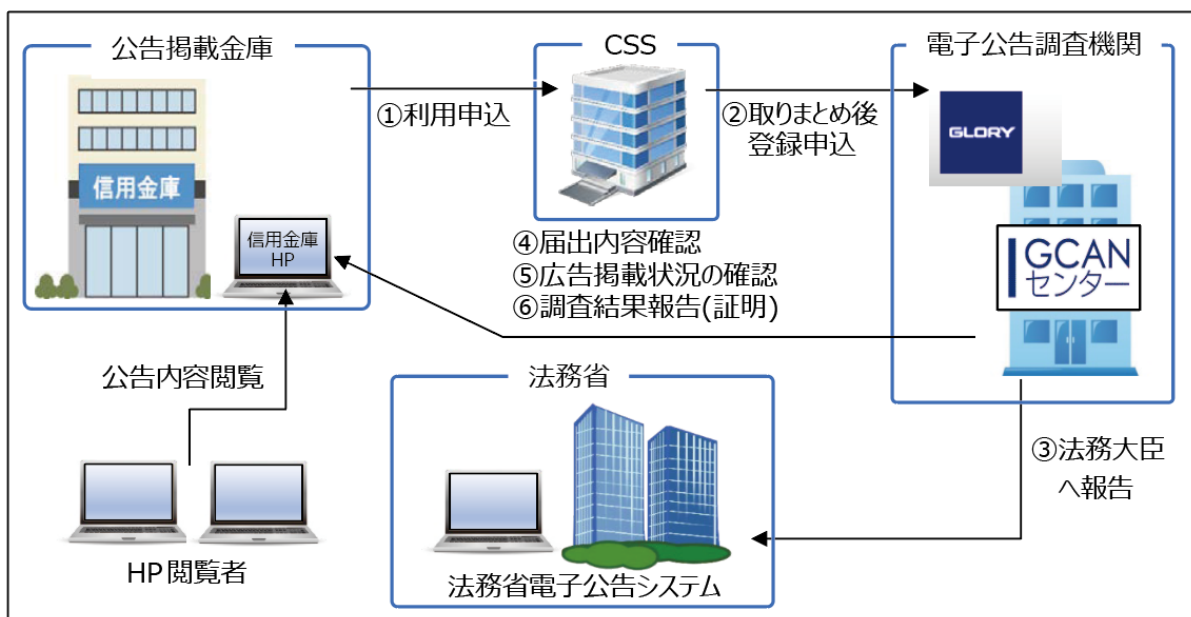
従来、会社が官報や日刊新聞紙に掲載する方法により行っていた法定公告について、**ホームページに掲載する方法によって行うこと**を電子公告といいます。（会社法第2条第34号）

電子公告を行う場合、公告区分に応じて定められた期間中、公告すべき内容をホームページに継続して掲載しなければならず、電子公告が適法に行われたかどうかを検証する方法として、**法務大臣に登録した調査機関による調査**が義務付けられています。

当サービスについて

当サービスでは、電子公告について、法務大臣に登録した調査機関と連携し、法定公告をホームページに掲載する際に義務付けられている電子公告調査の申請手続きを代行します。

サービスの流れ



※電子公告調査機関：グローリー株式会社（法人番号：5140001058614）

補足

- (1) サービスをご利用いただく際は、公告方法を電子公告とするよう定款変更を行ってください。
- (2) 次年度以降についても特段の申し出が無い限り継続となります。
- (3) 詳細な日程、作業内容、費用等については別途ご案内いたします。